

学校の運動部活動に係る活動方針

宇和島市立城東中学校
校 長 利根 建樹

1 はじめに

宇和島市立城東中学校（以下「学校」という。）の運動部活動において、宇和島市立中学校に係る運動部活動の方針（以下「宇和島市方針」）に則り、生徒にとって 望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、以下の3点を重視して地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施する。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともにバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

（1）年間計画の策定等

ア 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日等）並びに毎月 of 活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

（2）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 部活動指導員の任用・配置に当たっては、愛媛県教育委員会の指導の下、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。

ウ 上記イの、部活動指導員の任用・配置に当たっての留意事項については部活

動指導員以外の部活動外部指導者にも適用するものとする。

エ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

カ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、次のことを配慮し指導を行う。

- ① スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要がある。
- ② 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- ③ 熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応を検討する。
- ④ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正し

い知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために作成した指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、3（1）に基づく指導を行う。

(3) 地域の特性を活かした運動部活動の推進

宇和島市中学校体育連盟、宇和島市スポーツ協会及び各競技団体等との連携を図りながら、県内トップレベルにあるチームや選手に対する支援、指導者の資質向上のための研修会等を通じて、運動部の合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 運動部活動における休養日及び活動時間

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は水曜日を休養日とする。土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取れるようにする。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 適切な指導と公表

校長は、上記の基準を踏まえるとともに、宇和島市教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 休養日及び活動時間等の設定

上記基準による他、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を支援する。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備に努める。

イ 学校施設の利用については、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動とし、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業に努める。

ウ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等

(1) 主催団体との連携

校長は、校長会や中学校体育連盟と連携し、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するよう努める。

(2) 大会参加の目安

各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安は、月あたり1大会程度とする。

(3) 大会参加の精査

校長は、上記(2)の目安を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。